

証券コード 8011

平成30年3月8日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷本塩町6番14号
株 式 会 社 三 陽 商 会
代表取締役社長 岩 田 功

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、後記(42頁)の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月29日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都港区南青山一丁目24番3号
当社 青山ビル イベントホール(地下1階)

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申しあげます。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第75期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や企業収益の改善等を背景に、雇用や所得環境が上向くなか、緩やかな景気の回復基調が続きました。海外経済、特に米国景気の好調等に支えられ、金融資本市場も安定的に推移しました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、消費者の節約志向は続いており、Eコマース分野は好調に推移したものの、百貨店を中心とした小売業態においては、インバウンド需要を除く国内消費は依然厳しい推移となりました。

このような経営環境のなかで、当社グループは当連結会計年度において、不採算ブランド・売場の撤退をするなど事業構造改革を推進し、経営の立て直しに向け、一層の効率化を図りました。同時にマッキントッシュ ロンドン、マッキントッシュ フィロソフィー、ポール・スチュアート、ブルーレーベル/ブラックレーベル・クレストブリッジなど大型ライセンス事業、またエポカ、ラブレス・ギルドプライム、100年コートに代表されるサンヨーコート、三陽山長などコーポレートブランド等の自社基幹事業の強化に向け、注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は625億4千9百万円（前年比7.5%減）、営業損失は19億7百万円（前年は84億3千万円の営業損失）、経常損失は19億4千1百万円（前年は81億9千6百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は10億2千5百万円（前年は113億6千6百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループは、平成29年に発表しました3カ年の経営計画「Sanyo Innovation Plan 2017」のもと、「生活者」と「社会」に目を向け新たな価値を提供してまいります。「総合ファッションカンパニー」として、当社の社是である「真・善・美」のものづくりを体現するべく、皆様にご支持いただける商品づくりに邁進するとともに、新たなビジネスにもチャレンジしてまいります。

部門別売上の状況

区 分	売 上 高	構 成 比 率	前 年 比 増 減 率
紳士服・洋品	21,038 百万円	33.6 %	△10.7 %
婦人服・洋品	32,625	52.2	△6.1
服飾品他	8,884	14.2	△4.7
合 計	62,549	100.0	△7.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、出店等による店舗設備および本社新別館ビルの建設にかかる建設仮勘定等で総額11億8千万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、メインバンクとコミットメントラインを、また取引各行とシンジケートローンを設定しております。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、平成29年度に新経営計画として発表した「Sanyo Innovation Plan 2017」において、下記のVision/Missionを掲げており、その実現に向けて各施策を実行してまいります。

<Vision/Mission>

アパレル事業をコアとしながらもライフスタイル全般に関わるサービスを提供する「総合ファッションカンパニー」（メーカー・リテーラー・プラットフォーム）へと進化

<行動指針>

「継承」＝「メーカーとして世界最高水準のものづくりの追求」と「革新」＝「新たな販路へ・新たな顧客へ・新たな商品／サービスへ」を行動指針として浸透

以下の構造改革具体策および成長戦略具体策を実行し、黒字化に向けて事業の立て直しを図ります。

1. 営業販売改革

不採算ブランド・売場の撤退、売場の生産性向上をはじめ、販売マネージャーおよび店舗F A向けの仮説検証プログラムの導入や売場販売力強化コミュニケーションツールの高度化を推進します。

2. 業務改革

フレックスタイム制度の本格導入、フリーアドレス導入などフレキシブルな働き方を推進し従業員の意識改革を促します。店頭および全社アンケートの実施、「S ANYO POST」の設置により会社に対するさまざまな意見、アイデア募集など、従業員の声を経営に生かせる仕組みづくりを推進し、速やかに実行しています。

3. マーチャンダイジング (MD) 改革

MDプロセスの標準化・高度化を進めるとともに、MD/生産担当の業務見直しや生産部門との連携を強化し、効率的に魅力ある商品づくりを追求できる仕組みを構築します。また滞留在庫の消化促進を図り効率化を推進します。加えて直接貿易の拡大やQR体制構築を進め、サプライチェーンの最適化を更に加速します。

4. 既存事業強化戦略

新たな販路向けの商品開発と生産体制整備を推進し、都市型商業施設を中心に出版を進めてまいります。デジタル活用による直営店運営力強化を実行します。

また、コーポレートブランド事業の専門店卸売販路の開拓を積極的に推進し、クリエイションとマーケティングを強化してまいります。既存事業の卸売拡大やB to B販路の拡大等、新たな販路への積極的な拡大を進めてまいります。

5. Eコマース・デジタル事業の成長加速

Eコマース専用商材の開発や自社Eコマースサイト (i S t o r e) の機能強化、自社運営のメンバーシップ会員向けオリジナルメディアの導入や、自社サイトのモールビジネス推進強化など具体的施策を積極的に推進し、潜在的な成長力のある販路に投資を行います。

6. 新規事業開発

「新たな販路へ・新たな顧客へ・新たな商品／サービスへ」の行動指針に基づき、直販型ビジネスの開発やモノ×コト発信を軸としたブランド開発等、幅広い領域におけるユニークで新しい商品／サービスの開発と、それらを持つ事業者へのプラットフォーム提供など多面的に推進してまいります。

なお、新経営計画「Sanyo Innovation Plan 2017」の詳細については、当社ホームページ (<http://www.sanyo-shokai.co.jp/>) に掲載しておりますのでご覧ください。

いわゆる事業等のリスク情報につきましては、下記のとおりであります。

1. ファッション商品の特性について

当社グループの主力商品の大部分はファッション衣料および服飾品であります。ファッション商品の販売はその特性上、流行に左右されやすい傾向があります。当社グループは消費者ニーズの変化に対応するべく、商品企画の更なる刷新と市場情報収集力の強化に努めております。今後とも商品力の強化により売上拡大を図っていく方針であります。流行の急激な変化によっては、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

2. 知的財産権の使用について

当社グループは現在数社の海外提携先と契約し、提携先所有の知的財産権を使用したブランド（ライセンスブランド）の衣料および服飾品を販売しております。現在、これらのライセンスブランドの総売上高は当社グループの売上高の過半を占めております。当社グループといたしましては、これらの海外提携先とは密接で良好な関係を構築し維持しており、今後とも売上拡大を図ってまいります。しかしながら、契約更改時における契約更改条件等によっては、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

3. 気象状況や経済状況等について

ファッション衣料および服飾品は、気象状況あるいは経済状況の変化の影響を受けやすく変動しやすいため、種々の変化に対応できるよう、クイックレスポンス体制（短サイクル生産体制および期中追加企画、生産体制）等による対応を図っております。しかしながら、冷夏暖冬などの天候不順や予測不能な気象状況あるいは経済環境の変化等により、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

4. 品質管理について

当社グループは厳しい品質管理基準にしたがって各種製品を提供しておりますが、予測しえない品質トラブルや製造物責任に係わる事故が発生した場合は、企業およびブランドイメージが損なわれ、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

5. 情報管理について

当社グループは直営店および百貨店等の店頭での顧客管理、ならびに自社Eコマース等の会員顧客管理上、多くの個人情報保有しております。これらの情報の管理・取扱いについては当社コンプライアンス委員会、内部統制委員会で社内ルールを決定し、管理体制を整え万全を期しております。しかしながら、情報流出や漏洩が発生した場合は、当社グループの社会的信用を低下させ、当社グループの経営成績に影響をおよぼす可能性があります。

以上の他にその他の一般的なリスクとして、取引先の破綻による貸倒れ、災害、事故、法的規制および訴訟等、さまざまなリスクが考えられます。

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、米国の経済政策運営や新興国経済の動向、地政学的リスクなど懸念材料はあるものの、企業業績や雇用・所得環境の改善が見られるなかで、緩やかな回復基調が続くことが予想されます。

このような情勢のなかで、当社グループは、経営計画のもと事業構造改革と成長戦略を推進するべく、社内各部門において一層の効率化を進めるとともに、既存事業の強化・拡充はもちろん、新規事業・ブランド（M&A含む）の展開、Eコマースの成長加速等を図ってまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期	第73期	第74期	第75期
	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	自平成28年1月1日 至平成28年12月31日	(当連結会計年度) 自平成29年1月1日 至平成29年12月31日
売 上 高(百万円)	110,996	97,415	67,611	62,549
経常利益又は経常 損失(△)(百万円)	10,348	7,036	△8,196	△1,941
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	6,318	2,595	△11,366	△1,025
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額(△)(円)	502.56	206.44	△904.28	△81.62
総 資 産(百万円)	103,163	99,697	80,764	75,549
純 資 産(百万円)	61,683	65,147	49,551	48,835

(注) 平成29年7月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第72期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(7) 親会社および重要な子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
サンヨーアパレル(株)	130 百万円	100.0 %	衣料品の販売
サンヨーショウカイニューヨーク,INC.	1,000 千米ドル	100.0 %	衣料品の販売
上海三陽時裝商貿有限公司	155,484 千元	100.0 %	海外生産支援業務

(8) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

区 分	主 要 な 事 業 内 容
紳 士 服 ・ 洋 品	コート・スーツ・ジャケット・スラックス・セーター・シャツ等
婦 人 服 ・ 洋 品	コート・ドレス・スーツ・ジャケット・スカート・セーター・シャツ・ブラウス等
服 飾 品 他	バッグ・ベルト・傘・ハンカチ・アクセサリ等

(9) 主要な事業所 (平成29年12月31日現在)

会社名	区分	名称	所在地
(株) 三陽商会	当社	本社	東京都新宿区
		九段ビル	東京都千代田区
		青山ビル	東京都港区
		大阪支店	大阪府大阪市中央区
		名古屋支店	愛知県名古屋市中区
		福岡支店	福岡県福岡市博多区
		札幌営業所	北海道札幌市中央区
三陽銀座タワー	東京都中央区		
サンヨーアパレル(株)	子会社	本社	神奈川県横浜市中区
サンヨーショウカイニューヨーク,INC.	子会社	本社	米国ニューヨーク市
上海三陽時装商貿有限公司	子会社	本社	中国上海市

(10) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
男性	581名	170(減)名
女性	410	129(減)
合計	991	299(減)

- (注) 1. 上記従業員数の他に期中平均人員3,274名の嘱託および臨時販売員を雇用しております。
 2. 従業員数の減少は、平成28年12月31日付の希望退職者249名の退職等によるものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	570名	172(減)名	44.6才	19.6年
女性	394	132(減)	44.0	17.5
合計または平均	964	304(減)	44.4	18.8

- (注) 1. 上記従業員数の他に期中平均人員3,217名の嘱託および臨時販売員を雇用しております。
 2. 従業員数の減少は、平成28年12月31日付の希望退職者249名の退職等によるものであります。

(1) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,000 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	1,800

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 12,567,877株 (自己株式55,057株を除く)
(3) 株主数 15,034名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井住友信託銀行再信託分・三井物産(株)退職給付信託口)	757 千株	6.03 %
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	528	4.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	501	3.99
八 木 通 商 (株)	460	3.66
三 菱 商 事 (株)	446	3.56
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	437	3.48
(株) 三 越 伊 勢 丹	416	3.31
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	373	2.98
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	360	2.87
三 井 物 産 (株)	345	2.75

- (注) 1. 持株比率は自己株式55,057株を控除して計算しております。
2. 平成29年3月30日開催の第74期定時株主総会の決議により、平成29年7月1日付で株式併合(普通株式10株につき1株の割合で併合)および単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)を行っております。これにより、発行済株式の総数は113,606,411株減少しております。また、同日付で発行可能株式総数は360,000,000株減少しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岩 田 功	兼 社長執行役員 経営統轄本部長
代表取締役	松 浦 薫	兼 専務執行役員 経理財務本部長
取 締 役	齊 藤 晋	兼 専務執行役員 事業本部長
取 締 役	荒 居 徹	兼 常務執行役員 事業本部副本部長 企画管掌
取 締 役	松 田 清 人	S C S K(株) 社外取締役
取 締 役	矢 野 雅 英	
取 締 役	椎 名 幹 芳	
常 勤 監 査 役	中 村 幹 男	
常 勤 監 査 役	田 中 秀 文	
監 査 役	玉 井 泉	
監 査 役	三 浦 孝 昭	公認会計士、盟和産業(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 松田清人氏、矢野雅英氏および椎名幹芳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 玉井泉氏および三浦孝昭氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三浦孝昭氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 松田清人氏、矢野雅英氏および椎名幹芳氏ならびに監査役 玉井泉氏および三浦孝昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
- 補欠監査役 和田 孝夫

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役および各監査役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	160百万円
監 査 役	6名	54百万円
合 計 (うち社外役員分)	16名 (7名)	214百万円 (42百万円)

(注) 平成19年3月29日開催の第64期定時株主総会終結のときをもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議され、これにともない同定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金については、打切り支給することとし、支給の時期は各役員それぞれの退任時としております。これに基づき、上記の報酬等の総額のほか、当事業年度において以下のとおり役員退職慰労金を支給しております。

退任取締役 1名 15百万円

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
取 締 役	松 田 清 人	S C S K(株) 社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	矢 野 雅 英	—	—
取 締 役	椎 名 幹 芳	—	—
監 査 役	玉 井 泉	—	—
監 査 役	三 浦 孝 昭	盟和産業(株) 社外取締役	特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏 名	取締役会および監査役会への出席および発言の状況
取締役	松 田 清 人	当期開催された取締役会18回のうち17回に出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	矢 野 雅 英	当期開催された取締役会18回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	椎 名 幹 芳	平成29年3月30日就任後に当期開催された取締役会11回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	玉 井 泉	当期開催された取締役会18回のうち17回および監査役会14回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	三 浦 孝 昭	当期開催された取締役会18回のうち17回および監査役会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	58百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および監査報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である商標使用料に関する合意された手続業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款および取締役執務規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- ② 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、作成した計画に基づいて定期的に内部監査を実施し、社長および監査役に対して、その結果を報告しております。

- ③ コンプライアンス委員会、内部統制委員会、内部監査室の活動を通じ、コンプライアンス体制の充実を図っております。
- ④ CSR基本方針、企業行動基準、就業規則、コンプライアンス規程、重要情報の適時開示と内部者取引防止規程等、行動規範に結びつく各種の規程、基準等を備え、その周知徹底を図っております。
- ⑤ 社内取締役、執行役員を対象に、外部専門家による「企業のコンプライアンスと不祥事の対応」に関する講義を行った（年1回）ほか、社内取締役、執行役員が認識すべき義務と責任の理解、基本的な法的知識の習得、反社会的勢力に対するリスク管理、コーポレートガバナンスと内部統制等をテーマに、コンプライアンス委員会による研修を開催いたしました（当事業年度は導入初年度につき1回のみ開催しておりますが、翌事業年度以降は定期的な研修を半期に1回開催いたします）。また、新任の社内取締役および執行役員に対し、外部セミナーへの参加（当事業年度は導入初年度につき外部事業者の提供するEラーニングにて代替実施いたしました）を義務化しております。
- ⑥ 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人が法令・定款および各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、職制を通じての報告のほか、当社内の通報窓口または社外の顧問弁護士を通じて当社に通報できる社内通報制度（三陽アラーム制度）により、代表取締役社長を含む経営陣およびコンプライアンス委員長に速やかに報告が上がるよう体制を整備しております。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、これら勢力および団体とは一切関わらない方針を貫いております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行・意思決定に関わる取締役会議事録、経営会議議事録、執行役員会議事録、稟議書、各種申請書および契約書等を文書保存規程の定めるところにより作成・保存し、また、それら文書の管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務に関連するリスクとして、「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」および「災害リスク」等が考えられますが、かかるリスクに基づく損失の発生防止のための各種規程およびマニユ

アルを策定するとともに、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を通じて危機管理についての社内啓発・教育を実施しております。また当該損失の防止策が実効的に機能することを確保するため、内部監査室はその状況について監視しております。

- ② 損失の危険が発生した場合は、危機管理規程に則り、危機管理委員会がその種類に応じて対応しております。
- ③ リスク管理の中核となる責任者として「コンプライアンス委員長」を任命し、同委員長は社内のあらゆる情報にアクセス権を有し、社外取締役および監査役会への当該関連案件の報告義務を負っています。またコンプライアンスリスク対応機能を分離独立させる観点から、コンプライアンス委員長の下にコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回、各期末を原則として開催しております（当事業年度は導入初年度につき3回開催）。
- ④ 損失の危険の管理に関する委員会等の名称と役割は次のとおりです。

『危機管理委員会』

「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」、「災害リスク」の発生時において、各種リスク毎に定めた関係部門による対策本部を組織し、適切な管理体制を構築し運営しております。

また、上記以外の新たなリスクの発生時には、危機管理委員長が必要に応じて別途対策本部を定め、適切な管理体制を構築し運営しております。

『コンプライアンス委員会』

同委員会においては、四半期毎に認識された下記の各種リスクに関する懸念事項を共有し、必要に応じて適宜問題の解決を図っております。

＜コンプライアンス委員会が検討する各種リスク＞

- 1.法令違反行為全般に関するリスク
- 2.企画・製造・販売の事業活動に関する取引先リスク
- 3.金銭授受、支払い、インサイダー、税務に関するリスク
- 4.資産管理・活用、株主対応に関するリスク
- 5.個人情報をはじめとする情報資産の漏洩リスク
- 6.マーケットおよび消費者対応に関するリスク
- 7.労務案件に関するリスク
- 8.内部監査、内部統制運用から生じた懸念事項に関するリスク
- 9.その他

また同委員会の討議内容について、第三者視点による透明性を確保する観点から、常勤監査役、外部弁護士が陪席するほか、社外役員と情報共有を図ることとし、問題点に関し適切な助言を得られるよう体制を整備しております。

『内部統制委員会』

危機発生リスクの分析・評価を行い、危機発生時に適切な対応を行うための基盤整備を平時から行っております。

『内部監査室』

危機管理体制に関する監視を行っております。

『法務部』

コンプライアンスリスク発生時に窓口部門として危機管理委員会の招集の要否を判別し、迅速かつ適切な対応を実行しております。

また、社内通報制度（三陽アラーム制度）の社内窓口部門として機能しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 連結ベースの中期経営計画および年度事業計画を策定し、諸施策を推進しております。
- ② 「取締役執務規程」により取締役の責務を明確にし、組織運営・業務推進の効率性を求めています。
- ③ 取締役（社外取締役を除く）および取締役会が任命する者で構成される「経営会議」を設置し、会社に影響をおよぼす重要事項についての多面的な検討と意思決定を行っております。
- ④ 取締役会により選任された「執行役員」に業務執行権限を委譲し、業務の効率的運用を行っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制および当該取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき各子会社に対する当社の所管部門およびその責任者を定め、必要に応じて当該所管部門の責任者または所属員を役員として派遣し、子会社の取締役等の職務の効率的な執行状況を管理するとともに、重要事項が当社の取締役会に適切に報告され

る体制を整備しております。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各子会社の当社所管部門およびその責任者は、子会社の業務に関連するリスクについて、これを評価し、対応するための継続的統制を組織的に行い、かかるリスクに関する重要な情報が当社の取締役会に適時に報告される体制を構築・維持しております。さらに、重要な契約の締結等については、当社の法務部が連携し適宜審査を行っております。

③ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査室は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行っております。また、当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社と同等の業務の適正を確保する体制を整備しております。
- ・法令・定款違反等を未然に防止するため、子会社の使用人等から内部通報が寄せられた場合は、当社は、三陽アラーム制度規程に則し適切に対応しております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役監査基準および監査役会規則に則り、使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を選任し監査役補助の任にあてております。
- ② 取締役、執行役員および使用人は、補助使用人が監査役の指示により監査に必要な情報、資料の提供等を求めた場合においては、当該情報等の提供に速やかに応じるなど、補助使用人が行う業務の推進に協力しております。

(7) 補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役業務に関しては、補助使用人は取締役および補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととしております。また、補助使用人は、いずれの本部にも属さず、社長直轄の当社内部監査室に配属されております。

- ② 監査役監査基準および監査役会規則に則り、補助使用人の人事異動および雇用条件等に関する事項は、監査役と事前の協議を行うものとしております。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役、執行役員および使用人は、監査役の要請に応じ、以下につき監査役に適時報告しております。
- ・ 定例的報告事項
経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、内部監査室が実施した監査の結果等。
 - ・ 臨時的報告事項
会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実、取締役、執行役員および使用人の職務遂行に関して不正または法令・定款および各種社内規程等に違反する重大な事実、三陽アラーム制度に基づき通報された事実、重要な訴訟・係争および行政処分等に関する事実。
- ② 当社の代表取締役は定例的に実施されるミーティングにおいて、必要事項について監査役と意見交換を行っております。
- ③ 当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社の子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に直接報告できる体制を整備しております。また、子会社の使用人等から三陽アラーム制度に基づき通報された内容については、同制度の窓口部門である当社法務部が取りまとめ、定期的に当社監査役に報告しております。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底しております。
- ② 三陽アラーム制度規程において、通報者の保護を優先事項としてその旨を定め、また、三陽アラーム制度規程に基づく通報者に対して、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役会が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を計上するとともに、監査役がその職務の執行について支出した費用等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用または債務の適切な処理を行っております。

(11) **その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査役は、以下の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する以下の重要な資料を閲覧できることとしております。

・監査役が出席する会議

取締役会、経営会議、執行役員会、予算編成会議、月次モニタリング、コンプライアンス委員会、CSR推進委員会等の重要な会議。

・監査役が閲覧できる資料

代表取締役が決裁するもの、法令等遵守に関するもの、リスク管理に関するもの、内部監査に関するもの、重要な会計方針の変更に関するもの、重要な訴訟・係争に関するもの、重要な事故・苦情・トラブルに関するもの、その他の重要な決裁書類。

② 取締役は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役が法務、会計等の専門家から適切なアドバイスを得られる環境を整備するとともに、監査役と内部監査室および会計監査人との連携体制を推進しております。

(12) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① **コンプライアンス等**

CSR基本方針、企業行動基準等、行動規範に結びつく社内規程について、通達等の適宜の方法により注意喚起を促すなど、従業員に対して周知徹底を図りました。また、各種リスクを所管する部門の責任者で構成されるコンプライアンス委員会を3回開催し、各部門が抱える潜在リスクを抽出するとともに、その解決策を検討の上、全社的に連絡事項の伝達を行いました。なお、内部統制委員会および内部監査室は、それぞれ独立の視点でコンプライアンス体制の運用状況を確認いたしました。

また、法令・定款および各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図るべく、内部通報制度(三陽アラーム制度)の運用をグループ全体で継続し、取組みを強化しております。

② 取締役の職務執行

当社は、法令・定款および取締役職務規程等に従い、原則月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。さらに、当社においては社外取締役も選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、当社は、取締役会開催前には、経営会議において、取締役会付議事項について多面的に検討を加えるとともに、取締役会終了後は、執行役員会において、取締役会での決定事項等を全執行役員に報告し共有を図ることで、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席ならびに常勤監査役による経営会議、執行役員会、予算編成会議、月次モニタリング、コンプライアンス委員会およびCSR推進委員会その他の重要な会議への出席や、定期的に行われる取締役と監査役との意見交換会等を通して、忌憚なく監査し助言を行っております。また、監査役は、取締役、執行役員および使用人からの定例および臨時的の報告を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人との定期的なミーティングや、内部監査室からの報告を受けることにより、連携体制を推進しつつ監査の実効性を確保しております。

④ 内部監査

当社では、内部監査室が定期的に監査計画を策定の上、業務全般に関して法令・定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の妥当性についてグループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役および監査役に報告しております。

⑤ 子会社管理

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、すべての子会社に当社所管部門の責任者または所属する従業員を役員として派遣しており、また、子会社から重要事項等の報告を適宜受けております。また、当事業年度において、監査役を設置するすべての子会社の監査役を当社の常勤監査役が兼任しており、定例的に開催される当社監査役会において子会社の監査内容が報告されております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業理念、CSR基本方針、企業行動基準および経営ビジョンに基づき策定した「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成20年3月28日開催の当社定時株主総会の決議に基づき「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「買収防衛策」という）を導入いたしました。

しかしながら、買収防衛策の導入時以降、経済情勢、市場の動向、当社株主構成を含め、当社を取り巻く経営環境が大きく変化しているなかで、買収防衛策が及ぼしうる影響等を慎重に検討した結果、平成29年3月30日開催の第74期定時株主総会の終結の時をもって買収防衛策を廃止いたしました。

なお、当社は、引き続き、当社グループの企業価値向上に向けた取組みを進めるとともに、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が出現した際には、積極的な情報収集および情報提供に努め、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
比率その他については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,019	流動負債	18,454
現金及び預金	19,194	支払手形及び買掛金	7,355
受取手形及び売掛金	6,828	短期借入金	6,800
商品及び製品	11,717	リース債務	74
仕掛品	86	未払消費税等	717
原材料及び貯蔵品	276	未払法人税等	213
その他	940	賞与引当金	306
貸倒引当金	△25	返品調整引当金	90
		繰延税金負債	0
		その他	2,897
固定資産	36,530	固定負債	8,258
有形固定資産	15,968	長期借入金	2,000
建物及び構築物	2,770	リース債務	79
土地	10,247	長期未払金	217
リース資産	131	繰延税金負債	2,762
建設仮勘定	1,816	再評価に係る繰延税金負債	609
その他	1,003	退職給付に係る負債	2,560
		その他	29
無形固定資産	1,544	負債合計	26,713
借地権	695	(純資産の部)	
商標権	524	株主資本	42,203
ソフトウェア	262	資本金	15,002
その他	62	資本剰余金	10,060
投資その他の資産	19,016	利益剰余金	17,388
投資有価証券	16,421	自己株式	△248
敷金及び保証金	2,153	その他の包括利益累計額	6,632
その他	463	その他有価証券評価差額金	6,576
貸倒引当金	△22	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	75,549	土地再評価差額金	△303
		為替換算調整勘定	109
		退職給付に係る調整累計額	247
		純資産合計	48,835
		負債及び純資産合計	75,549

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,549
売上原価		33,399
売上総利益		29,149
販売費及び一般管理費		31,057
営業損失		1,907
営業外収益		
受取利息及び配当金	317	
受取賃料	0	
その他	51	369
営業外費用		
支払利息	104	
借入関連費用	172	
為替差損	13	
持分法による投資損失	89	
その他	23	403
経常損失		1,941
特別利益		
投資有価証券売却益	2,015	2,015
特別損失		
固定資産売却損	24	
固定資産除却損	3	
減損	534	
投資有価証券売却損	1	
ゴルフ会員権売却損	0	
事業構造改善費用	488	1,051
税金等調整前当期純損失		977
法人税、住民税及び事業税	47	
法人税等調整額	0	48
当期純損失		1,025
親会社株主に帰属する当期純損失		1,025

連結株主資本等変動計算書

（平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	15,002	10,060	18,917	△246	43,734
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△502		△502
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,025		△1,025
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	△1,528	△2	△1,531
当 期 末 残 高	15,002	10,060	17,388	△248	42,203

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換 算定	退職給付に 係る調整 累計額	その他利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	6,385	-	△303	105	△370	5,816	49,551
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△502
親会社株主に帰属する当期純損失							△1,025
自 己 株 式 の 処 分							0
自 己 株 式 の 取 得							△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	191	0	-	4	618	815	815
連結会計年度中の変動額合計	191	0	-	4	618	815	△716
当 期 末 残 高	6,576	0	△303	109	247	6,632	48,835

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,230	流動負債	18,362
現金及び預金	18,787	支払手形	2,678
受取手形	45	買掛金	4,672
売掛金	7,112	1年内返済予定の長期借入金	6,800
商品及び製品	10,991	リース債務	67
仕掛品	86	未払金	70
原材料及び貯蔵品	275	未払費用	2,243
前払費用	655	未払消費税等	667
未収入金	238	未払法人税等	206
その他	61	預り金	263
貸倒引当金	△24	賞与引当金	302
固定資産	36,621	返品調整引当金	90
有形固定資産	15,968	繰延税金負債	0
建物	2,686	その他	298
構築物	83	固定負債	8,468
機械及び装置	0	長期借入金	2,000
工具、器具及び備品	1,003	リース債務	73
土地	10,247	長期未払金	214
リース資産	131	繰延税金負債	2,653
建設仮勘定	1,816	再評価に係る繰延税金負債	609
無形固定資産	1,544	退職給付引当金	2,887
借地権	695	その他	29
商標	524	負債合計	26,831
ソフトウェア	262	(純資産の部)	
その他	62	株主資本	41,745
投資その他の資産	19,107	資本金	15,002
投資有価証券	16,286	資本剰余金	10,018
関係会社株式	251	資本準備金	3,800
関係会社出資金	0	その他資本剰余金	6,218
敷金及び保証金	2,025	利益剰余金	16,972
その他	1,353	その他利益剰余金	16,972
貸倒引当金	△809	別途積立金	9,750
資産合計	74,851	繰越利益剰余金	7,222
		自己株式	△248
		評価・換算差額等	6,274
		その他有価証券評価差額金	6,576
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	△303
		純資産合計	48,019
		負債及び純資産合計	74,851

損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		61,320
売上原価		32,850
売上総利益		28,469
販売費及び一般管理費		30,317
営業損失		1,848
営業外収益		
受取利息及び配当金	328	
受取賃料	12	
その他の	24	364
営業外費用		
支払利息	104	
貸付費用	7	
借入関連費用	172	
為替差損	18	
その他の	36	339
経常損失		1,822
特別利益		
投資有価証券売却益	2,015	2,015
特別損失		
固定資産売却損	24	
固定資産除却損	3	
減損	532	
投資有価証券売却損	1	
関係会社株式評価損	38	
ゴルフ会員権売却損	0	
事業構造改善費用	488	1,087
税引前当期純損失		894
法人税、住民税及び事業税	45	
法人税等調整額	0	45
当期純損失		940

株主資本等変動計算書

（平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	15,002	3,800	6,218	10,018	9,750	8,665	18,415	△246	43,191
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△502	△502		△502
当期純損失						△940	△940		△940
自己株式の処分			△0	△0				0	0
自己株式の取得								△2	△2
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	-	△1,442	△1,442	△2	△1,445
当 期 末 残 高	15,002	3,800	6,218	10,018	9,750	7,222	16,972	△248	41,745

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,385	-	△303	6,082	49,273
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△502
当期純損失					△940
自己株式の処分					0
自己株式の取得					△2
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	191	0	-	192	192
事業年度中の変動額合計	191	0	-	192	△1,253
当 期 末 残 高	6,576	0	△303	6,274	48,019

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社 三陽商会

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中	敦 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春 山	直 輝 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 端	美 穂 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三陽商会の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社 三陽商会

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 敦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春 山 直 輝	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 端 美 穂	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三陽商会の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

株式会社三陽商会 監査役会

常勤監査役 中 村 幹 男 ⑩

常勤監査役 田 中 秀 文 ⑩

社外監査役 玉 井 泉 ⑩

社外監査役 三 浦 孝 昭 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われませんが、株主各位のご支援に報いるため、また安定的利益還元配慮し、下記のとおり1株につき40円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額 502,715,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> いわ 岩 た 田 いさお 功 (昭和34年3月14日)	昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社事業統轄本部経営企画室担当部長 平成17年1月 当社経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長 平成17年2月 当社事業本部業務統括室長 平成20年1月 当社経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長兼ウェブビジネス推進室長 平成21年1月 当社執行役員経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長兼ウェブビジネス推進室長 平成25年3月 当社取締役兼執行役員経営統轄本部経営企画室長兼コンプライアンス室長 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役員経営統轄本部長兼人事総務本部長 平成26年7月 当社取締役兼常務執行役員経営統轄本部長 平成29年1月 当社代表取締役社長兼社長執行役員経営統轄本部長、現在に至る	2,000株
【取締役候補者とした理由】 岩田功氏は、営業部門、企画部門、経営企画部門、人事総務部門、経営統轄部門等を歴任し、当社の事業全般に精通しているとともに、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在代表取締役社長として、当社の経営執行責任者の立場で事業を遂行し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者といたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
②	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さいとう すずむ 齊 藤 晋</p> <p>(昭和32年6月17日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成15年7月 当社大阪支店紳士服営業部部长</p> <p>平成18年1月 当社事業本部バーバリー事業部長補佐</p> <p>平成21年1月 当社執行役員事業本部バーバリー事業部長</p> <p>平成25年1月 当社常務執行役員事業本部販売統括事業部長</p> <p>平成26年3月 当社取締役兼常務執行役員事業本部販売統括事業部長</p> <p>平成26年7月 当社取締役兼常務執行役員事業本部副本部長販売管掌</p> <p>平成27年1月 当社取締役兼専務執行役員事業本部副本部長販売管掌兼特命担当（大阪支店新事業推進）</p> <p>平成29年1月 当社取締役兼専務執行役員事業本部長、現在に至る</p>	800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>齊藤晋氏は、営業部門を歴任し、経営者としての豊富な経験と高度な知識を有しております。現在取締役事業本部長として、当社のブランド事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大を図るなど、当社の事業に精通した役割を果たしており、引き続き取締役の候補者といたしました。</p>			
③	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">あらい とおる 荒 居 徹</p> <p>(昭和35年10月16日)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成15年7月 当社婦人服第五企画部部长</p> <p>平成17年2月 当社事業本部バーバリー事業部婦人バーバリーロンドンD I V長</p> <p>平成24年1月 当社執行役員事業本部バーバリー事業部長補佐</p> <p>平成25年1月 当社執行役員事業本部バーバリー事業部長</p> <p>平成27年7月 当社執行役員事業本部ポールスチュアート事業部長</p> <p>平成28年7月 当社執行役員事業本部企画統括事業部長兼ポールスチュアート事業部長</p> <p>平成29年1月 当社常務執行役員事業本部副本部長企画管掌</p> <p>平成29年3月 当社取締役兼常務執行役員事業本部副本部長企画管掌、現在に至る</p>	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>荒居徹氏は、企画部門を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在取締役事業本部副本部長企画管掌として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大を図るなど、当社の事業に精通した役割を果たしていることから、引き続き取締役の候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">なか やま まさ ゆき 中山 雅之</p> <p>(昭和36年6月15日)</p>	<p>昭和59年4月 当社入社</p> <p>平成15年7月 当社紳士服第三企画部長</p> <p>平成16年2月 当社第一事業部紳士バーバリーロンドンD I V長</p> <p>平成17年2月 当社事業本部バーバリー事業部紳士バーバリーロンドンD I V長</p> <p>平成18年1月 当社事業本部紳士服事業部業務室長</p> <p>平成20年1月 当社事業本部紳士服事業部ポールスチュアートD I V長</p> <p>平成24年7月 当社事業本部企画商品統括事業部紳士服企画部長</p> <p>平成26年7月 当社事業本部紳士服事業部長</p> <p>平成28年7月 当社事業本部企画統括事業部紳士服企画部長</p> <p>平成29年1月 当社執行役員人事総務本部長兼総務部長</p> <p>平成30年3月 当社常務執行役員人事総務本部長、現在に至る</p>	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中山雅之氏は、企画部門、業務管理部門、人事総務部門を歴任し、豊富な経験と高度な知識を有しております。現在当社の人事総務本部長として、あらたな人事制度の策定や働き方改革を主体とした当社の構造改革に精通した役割を果たしていることから、あらたに取締役の候補者いたしました。</p>			
⑤	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">まつ だ きよ と 松田清人</p> <p>(昭和27年9月6日)</p>	<p>昭和50年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行</p> <p>平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 執行役員</p> <p>平成16年4月 同行常務執行役員</p> <p>平成19年4月 みずほ証券(株)取締役副社長</p> <p>平成20年4月 ユニゾン・キャピタル パートナー、現在に至る</p> <p>平成22年3月 当社取締役、現在に至る</p> <p>平成29年6月 S C S K(株)社外取締役、現在に至る</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>松田清人氏は、財務金融をはじめとして経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役の候補者いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑥	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> やのまさひで 矢野雅英 (昭和23年10月24日)	昭和46年4月 三菱商事(株)入社 平成16年4月 同社執行役員繊維本部長 平成18年4月 同社常務執行役員生活産業グループCOO兼ライフスタイル本部長 平成22年4月 同社副社長執行役員生活産業グループCEO兼国内統括 平成22年6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 平成23年4月 同社取締役兼副社長執行役員東アジア統括兼三菱商事(中国)有限公司社長兼北京事務所長 平成25年6月 同社顧問 平成28年3月 当社取締役、現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由】 矢野雅英氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。			
⑦	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> しいなもとよし 椎名幹芳 (昭和24年8月12日)	昭和48年4月 三井物産(株)入社 平成11年5月 同社繊維本部繊維第一部長 平成15年3月 イタリア三井物産(株)社長 平成17年10月 三井物産(株)ライフスタイル事業本部副本部長 平成18年4月 同社食料・リテール本部副本部長 平成20年4月 三国コカ・コーラボトリング(株)常務執行役員 平成21年3月 同社代表取締役社長 平成29年3月 当社取締役、現在に至る	一株
【社外取締役候補者とした理由】 椎名幹芳氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験をもって当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献していただいていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2.中山雅之氏は新任の取締役候補者であります。
 3.松田清人氏、矢野雅英氏および椎名幹芳氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって松田清人氏が8年、矢野雅英氏が2年、椎名幹芳氏が1年となります。
 4.松田清人氏、矢野雅英氏および椎名幹芳氏は社外取締役候補者であります。
 5.当社は、候補者松田清人氏、矢野雅英氏および椎名幹芳氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が本総会において承認された場合には、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。

- 6.当社は、候補者松田清人氏、矢野雅英氏および椎名幹芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が本総会において承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中村幹男氏は、本総会終結のときをもって辞任いたしますので、あらたに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任 伊藤 六 一 (昭和36年6月21日)	昭和59年4月 当社入社 平成15年7月 当社人事総務本部人事担当部長 平成16年2月 当社人事総務本部人事部長 平成26年7月 当社執行役員経理財務本部本部長補佐 平成27年4月 当社執行役員経理財務本部本部長補佐兼経理部長 平成29年1月 当社執行役員経理財務本部副本部長兼経理部長 平成30年3月 当社執行役員経理財務本部付、現在に至る	687株
【監査役候補者とした理由】 伊藤六一氏は、当社の人事部門、経理財務部門を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。また、適切な監督・監査機能を発揮するための知識と能力も有しており、あらたに監査役の候補者いたしました。		

- (注) 1.候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 2.当社は、候補者伊藤六一氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 3.伊藤六一氏は、本総会終結のときをもって辞任する中村幹男氏の補欠としての監査役候補者ではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> わだ たか お 夫 和 田 孝 夫 (昭和22年1月1日)	昭和44年4月 (株)三菱銀行入行 平成9年6月 (株)東京三菱銀行取締役 平成12年6月 同行常勤監査役 平成15年6月 ダイヤモンドキャピタル(株)取締役社長 平成17年10月 三菱UFJキャピタル(株)取締役会長 平成19年6月 三菱マテリアル(株)常勤監査役 平成23年3月 当社監査役 平成27年3月 当社監査役退任 平成29年3月 当社補欠監査役、現在に至る	一株
【補欠監査役候補者とした理由】 和田孝夫氏は、財務金融をはじめとして経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験をもって当社の監査役に適任であると判断し、法令に定める監査役を欠くことになる場合に備え、補欠監査役候補者いたしました。		

(注) 1.候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2.和田孝夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3.当社は、候補者和田孝夫氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と同氏との間で、法令の定める限度まで社外監査役の責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

《議決権行使についてのご案内》

1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、平成30年3月28日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

3. インターネットによる議決権行使の場合

(1) インターネットによる議決権行使は、平成30年3月28日（水曜日）午後6時まで受付いたします。

(2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



(3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話：0120-652-031（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター
電話：0120-782-031（午前9時～午後5時 土日休日を除く）

4. 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

5. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上







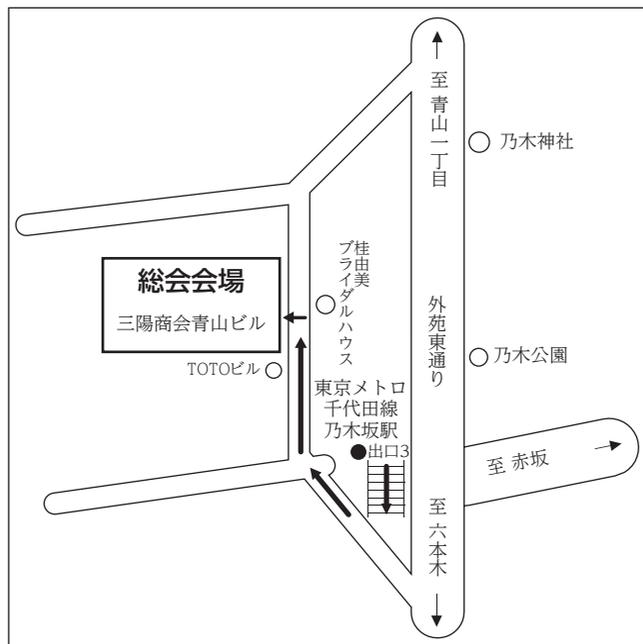


株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区南青山一丁目24番3号

当社 青山ビル イベントホール (地下1階)

(下記の会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。)



(交通のご案内)

- ・東京メトロ 千代田線「乃木坂」駅下車 外苑東通り方面改札 出口3より徒歩約1分

当会場はご来客用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。